岩手県立大学学位規程

平成17年規程第23号

改正　平成17年９月15日規程第95号

平成19年３月23日規程第３号

(趣旨)

第１条　この規程は、岩手県立大学学則第 34 条第 2 項及び岩手県立大学大学院学則第 16 条第 3 項の規定に基づき、学位に関し必要な事項を定める。

(学位)

第２条　岩手県立大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(授与の要件)

第３条　学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の博士前期課程を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、研究科の博士後期課程を修了した者に授与する。

４　前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(学位授与の申請)

第４条　前条第 2 項及び第 3 項の規定により学位授与の申請をしようとする者（以下「学位申請者」という。）は、学位申請書に学位論文又は博士前期課程における特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）を添えて、学長に提出するものとする。

２　第 3 条第 4 項の規定により博士の学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に学位論文を添えて、学長に提出するとともに、所定の学位論文審査料を納付しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士後期課程に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから１年以内に学位授与の申請をした場合は、学位論文審査料の納付を要しない。

４　論文審査のため必要があるときは、論文の要旨その他の参考資料を提出させることができる。

(学位申請の受理)

第５条　学長は、学位授与の申請を受理した時は、研究科委員会にその審査を付託する。

２　受理した学位論文等は返還しない。

(論文審査委員会)

第６条　学位論文等の審査及び修了試験又は学力の確認は、研究科委員会において選出された委員で組織された論文審査委員会が行う。ただし、本学大学院博士後期課程に 3 年以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから 3 年以内に博士の学位授与の申請をした場合には、学力の確認を免除することができる。

２　論文審査委員会は 3 名以上の委員で組織し、研究科委員会の教員のうちから研究科委員会の議を経て、当該研究科長が指名する。

３　前項の規定にかかわらず、博士論文の審査及び修了試験にあっては、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査期間等)

第７条　第 4 条第 1 項に係る学位論文等の審査期間及び修了試験の時期は次のとおりとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、期間を定めて延長することができる。

（1）修士論文又は特定の課題についての研究の成果の場合　申請書受理後　1 月以内

（2）博士論文の場合　申請書受理後　3 月以内

２　学位論文等の審査及び修了試験は、学位申請者の在学期間内に終了するものとする。

３　第 4 条第 2 項に係る博士論文の審査期間及び学力の確認は、学位申請書受理後 1 年以内に終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、期間を定めて延長することができる。

(論文審査委員会の報告)

第８条　論文審査委員会は、学位論文等の審査及び修了試験又は学力の確認が終了したときは、直ちにその結果に学位授与の可否についての意見を添え、研究科委員会に文書で報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第９条　研究科委員会は前条の報告に基づいて、学位申請者に対する学位授与の可否について審議し、議決を行う。

２　研究科長は、研究科委員会において前項の議決がなされた場合には、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(学位の授与)

第１０条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、卒業証書・学位記又は学位記を交付して学位を授与する。

２　学長は、修士及び博士の学位を授与できない者には、その旨を通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第１１条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第１２条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内にその論文を印刷し、公表しなければならない。ただし、既に当該論文の内容を印刷し、公表したときは、この限りではない。

２　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときには、学長の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合、学長はその論文の全文を求めに応じて

閲覧に供するものとする。

(専攻分野の付記)

第１３条 学士の学位に付記する専攻分野の名称は別表１に掲げるとおりとする。

２　修士の学位に付記する専攻分野の名称は別表 2 に掲げるとおりとする。

３　博士の学位に付記する専攻分野の名称は別表 3 に掲げるとおりとする。

(学位の名称)

第１４条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岩手県立大学」と付記する。

(学位授与の取消)

第１５条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は学部にあっては教授会、大学院にあっては研究科委員会の議を経て学位を取り消し、卒業証書・学位記又は学位記を返納させ、かつ、その旨を公表する。

(卒業証書・学位記等)

第１６条 卒業証書・学位記及び学位記の様式は別紙様式のとおりとする。

(委任)

第１７条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 17 年9月 15 日規程第 95 号）

この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（平成 19 年3月 23 日規程第3号）

この規程は、平成 19 年 3 月 23 日から施行する。

別表１（第 13 条第 1 項関係）

学部の名称	専攻分野の名称
看護学部	看護学
社会福祉学部	社会福祉学
ソフトウェア情報学部	ソフトウェア情報学
総合政策学部	総合政策学

別表 2（第 13 条第 2 項関係）

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
社会福祉学研究科	社会福祉学
ソフトウェア情報学研究科	ソフトウェア情報学
総合政策研究科	総合政策又は学術

別表 3（第 13 条第 3 項関係）

研究科の名称	専攻分野の名称
看護学研究科	看護学
社会福祉学研究科	社会福祉学

ソフトウェア情報学研究科	ソフトウェア情報学
総合政策研究科	総合政策又は学術

別紙様式（第 16 条関係）

「卒業証書・学位記」様式１

卒業証書 学位記

氏　　名
年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め、学士（○○）の学位を授与する

年　月　日

岩手県立大学○○学部長　氏名　印
岩手県立大学長　氏名　印

学第　　号

「学位記」様式２

学位記

氏　　名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び修了試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

岩手県立大学長　氏名　印

修第　　号

「学位記」様式3

学位記

氏　　名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程において所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果の審査及び修了試験に合格したので修士（○○）の学位を授与する

年　月　日

岩手県立大学長　氏名　印

修第　号

「学位記」様式４

学位記

氏　　名
年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の博士後期課程において学位論文の審査及び修了試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する

年　月　日

岩手県立大学長　氏名　印

博第　　号

「学位記」様式５

学位記

氏　　名
年　月　日生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（　　）の学位を授与する

年　月　日

岩手県立大学長　氏名　印

論博第　号